

福祉サービス第三者評価結果

① 第三者評価機関名

有限会社 保健情報サービス

② 施設の情報

名称：五千石保育園	種別：認可保育所
代表者氏名：園長 吉田 瑞恵	定員（利用人数）：90名（96名）
所在地：鳥取県米子市八幡715-1	
TEL：(0859) 26-0130	ホームページ： http://www.yonago.fukusikai.net/
【施設の概要】	
開設年月日 1972年（昭和47年）4月1日	
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 米子福祉会	
職員数	常勤職員： 16名 非常勤職員 11名
専門職員	(専門職の名称)
	園長 1名 非常勤職員 1名
	保育士 13名 パート保育士 7名
	調理員 3名 パート調理員 3名
施設・設備の概要	(居室数) (設備等)
	保育室 (5) 園庭 (1)
	乳児室 (1) プール (1)
	沐浴室 (1) トイレ (3)
	ほふく室 (1) 事務室（相談/医務室兼務）(1)
	調乳室 (1) 遊戯室 (1)
	調理室 (1)

③ 理念・基本方針

保育理念

笑顔に出会える保育園 保護者と地域とともに
～心身共に豊かでたくましく生きる子どもを育む～
一人ひとりの子どもたちをまるごと受けとめ安定して生活できる、ぬくもりのある保育園づくりをめざします

基本方針

- ・家庭や地域社会との連携を図り、保護者の協力の下に養護と教育を一体的に行う
- ・子どもが健康で安全な生活ができる環境をつくることにより、情緒の安定をはかり、自己を十分に発揮し、健全な心身の発達を図る

- ・ 地域の子育ての支援の拠点として、社会的役割を担う
- ・ 研修や自己研鑽に努め、専門職としての責務を果たす

保育目標

豊かな心としなやかなからだの育成をし、友だちとのつながりを喜び合う仲間づくりに努める。

めざす子ども像

- ・ 命の尊さに気づき、命を大切にする子ども
- ・ 自分の思いを伝え、相手の思いを知り、お互いを認め合い、協力し合う子ども
- ・ 基本的な生活習慣や態度を身につけ、健康的でしなやかな体を持ち、元気に遊ぶ子ども
- ・ いろいろなことに関心を持ち、意欲的に最後まで取り組もうとする子ども

④ 施設の特徴的な取組

社会福祉法人米子保育会として、1972年（昭和47年）に開設され、米子市内の10ヶ所に同法人の保育サービス施設の運営が行われていることから、それぞれの保育園が保護者や地域からの意見・要望等を取入れるなど、統一的な保育理念に加えて、園独自の基本方針、保育目標を掲げた地域密着型の保育運営が行われています。

地域の公民館、小・中学校との交流や、八幡地区社会教育振興事業等への参加による強い絆を深めてこられた歴史を感じる保育運営が行われております。子どもたちは強いつながりの地域の方々とのふれあいを楽しみながら社会生活のルールや歴史・文化を学び、地域社会と保育所、家庭（保護者等）との連携による子どもが健康で心身共に健全に成長する取組みが行われています。

五千石保育園は、米子市の南部の伯耆大山が直ぐ目の前に見える風光優美な地域にある昭和47年4月に開設（平成26年：乳児保育開始）された定員90人（現在の利用者児童96人）の通常保育（延長保育含む）、障がい児保育事業、食育指導、健康・安全管理、保護者支援等を中心とした保育運営サービスが行われ、温かみを感じる歴史と伝統を引き継いだ保育の支援・援助が運営されています。

また、地域との連携及び子育て支援事業として、地域の多くの方々が卒園された歴史ある保育園であることから地域の小・中学校や公民館等との強い絆を感じる多様な交流が長く継続され、地域からの温かい見守りや子育て支援を受けながら「養護と教育の一体な保育」を目指した事業運営が行われています。

⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成30年9月12日（契約日） ～ 平成31年3月27日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	1回（平成25年度）

⑥ 総評

◇特に評価の高い点

・ 保育の理念及び保育目標、運営方針に基づいた「全体計画」の目標が策定され、子どもの発達過程での指導計画（個別含む）の達成状況（実施）に加え、職員の年間（上半期の振り返り）保育推進計画（具体的な目標項目）に基づいた目標達成度合いの定量化された評価等の試行による「目標による管理体制」が一步進んで行われており、法人組織が目指す更なる「保育サービスの質の向上」に向けた取組みが行われています。

・ 歴史のある保育園であることから地域との連携が強く、特に公民館（地域の2か所の公民館文化祭への展示作品等参加）及び地区敬老会、中学校区いきいきフェスタへの参加に加え、小学校、幼稚園、他保育園等との交流や相互理解の取組みにより、地域からの支援や協力を得た保育園運営が行われています。

・ 保護者等と共に子どもを育む取組みとして、こどもの日の集い、親子遠足、保護者会、夕涼み会・七夕、運動会、生活発表会等々による親子共にふれあう機会と保護者とのコミュニケーションを深める取組み及び保護者会である「おやじの会」や「こすもすの会」を通じた保育運営の支援・協力体制が構築されています。

・ 保育方針に沿った職員の役割・機能の強化に向けて

① 安全で安心な環境を整え、子どもが生き生きと生活できるよう、常に成長発達の向上に努める

② 子どもの人格を尊重する姿勢を持ち、一人ひとりの思いを大切に、心に寄り添い、その子に合わせた発達の支援を行う

③ 人間形成の上で最も大切な時期である乳幼児期にかかわり、保護者と共に育てていくという重大な使命の責任と自覚、そして誇りを持って業務に従事する等を掲げ職員による管理（養護と教育の各種目標評価）の実施で、職員自らの自己評価による次なる成長（保育知識・技能等）に向けた取組みが行われています。

・ 保育運営の「見える化」として、保育理念（保育方針）に基づいた、保育目標等が園内掲示及び地域での交流の場や朝の送迎時等の保護者との情報交換が大切にされ、日常の保育の様子なども積極的に保護者や地域にお知らせするなど、保育運営への理解や支援・協力をいただく取組みが行われています。

・ 毎朝の保育施設内外の安全点検からスタートする保育の一日、健康診断（歯科含む）及び非常災害訓練（避難経路図）、防犯対策（緊急行動体制及び防犯カメラの設置等）等何よりも子どもの健康や安全・安心の施設運営に加えて、「自分が大好き、友だちが大好き、保育園が大好き」親子が笑顔で通える保育園を目指し、子どもの思いを大切に、子どもの生きる力を育む保育を日々の活動の基本とした取組みが行われています。

◇改善を求められる点

・法人米子福祉会として、総合的な検証・検討が行われ、それぞれの事業所単位の計画が策定され、事業の運営が行われていますが、組織的な事業の目的や目標設定に加え、職員一人ひとりの目標「定量的・定性的」を定め、自らの達成度の進捗管理や評価実施として、当園が先行組織として取組みが進展しています。

・今後、組織全体での「人事考課制度」導入による保育の質の向上に連動する職員の業務達成感及びやり甲斐のある組織づくりの取組みに大いに期待します。

・毎年の年度変りに、新たな園児が入園する保育運営であることから子どもと保護者等も新たに感じる思いや意見・要望等が発生することから、年度当初に十分な保育運営に対する意見交換による保育の目的や運営等の周知が行われていますが、十分な理解と相互の信頼関係構築には、他の多くの機会でも更に深く再確認されること望みます。

・保育設備の改善等に於いては、朝夕の子ども送迎時の安全対策及び園庭の雨降り時の水たまり対策（芝生化と水はけ等が検討中）等保護者等との十分な意識合わせを行い取り組まれること望みます。

・現在、組織的に業務支援システム（運営機能及びソフト等）が検討されていることからICT化の促進による業務の効率化が望まれます。

第三者評価結果に対する施設のコメント

第三者評価を受審するにあたり、自分たちの保育を一つひとつ確認することで、新たな気づきや見直しができ良い機会となりました。職員の保育への意識も高まり、共通理解にもつながりました。

高く評価いただいた点は、今後も向上させながら継続し、気づかせていただいた点や保護者の方からいただいた意見は真摯に受け止め、一人ひとりの子どもを大切に、更に質の高い保育を目指し、職員皆で力を合わせて取り組んでいきたいと思えます。

今後も、皆様のご理解とご協力をいただきながら、保護者の方と共に地域に愛される保育所運営に取り組んでまいります。

⑧ 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

平成27年度より判断基準(a、b、c)の考え方が、「よりよい福祉サービスの水準へ誘導する基準」となるよう以下のように変更になりました。

「a」 より良い福祉サービスの水準（質の向上を目指す際に目安とする状態）

「b」 「a」に至らない状態、多くの施設・事業所の状態（「a」に向けたと取組みの余地がある状態）

「c」 「b」以上の取組みとなることを期待する状態

第三評価結果（保育所）

共通評価基準（45項目）

評価対象Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	Ⅰ-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
<p><コメント></p> <p>理念、保育目標、保育方針による目指す養育と教育の一体保育方針が明文化され、園の玄関には重要事項説明書等が掲示されています。</p> <p>入所説明会・保護者会総会時に「入園のしおり」等を利用し、保護者への理解を深める説明が行われています。</p> <p>地域に対しては、ホームページやパンフ等で明文化した理念・基本方針等が広く周知が図られています。</p> <p>保育理念に込められた思いや行動規範を十分に職員が理解した保育サービスの活動を行うために、職員自らが健康で、いつも笑顔で身だしなみや言葉遣いや行動にも組織人としての自覚と責任を持って重大な使命を果たす等々職員が保育業務に携わるための周知が図られています。</p>		

Ⅰ-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	Ⅰ-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
<p><コメント></p> <p>保育事業を取り巻く環境変化及び経営状況の数値が把握・分析され、事業の実績・課題等について、毎月開催される法人本部会議や園長会議で周知され、中・長期事業計画等に反映されています。</p> <p>特に、社会情勢等の園を取り巻く状況変化、保育のコスト分析及び地域の子どもの経年別推移、潜在的な利用者ニーズ等のデータ分析による検討され、把握・分析されています。</p> <p>事業を取り巻く環境及び経営状況は、職員への周知・説明が行われていますが、五千石保育園地区エリアの環境変化や地域ニーズ等の把握を行うなど、地域に密着した課題の掘り下げ等を職員と共に行うなど、当園の置かれている現状の環境等の理解を更に深める取組みの工夫が望まれます。</p>		

3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
<p><コメント></p> <p>法人会議及び園長会議（10園グループ：月1回）等で、保育経営全体の現状・課題の検討等を定期で組織的に実施され、月1回の職員会議で職員にも周知されています。</p> <p>当園の抱える課題は、地域の少子化、情報化推進、コスト削減、更なる保育の質の向上への取組みと位置付けた問題意識を持って職員会議等で意見交換による理解が深められています。</p> <p>事業運営における保育内容等については、「見える化」の取組みや職員の人材育成（キャリアアップ研修等）が行われるなど、保育サービスの質の向上を目指して取り組まれています。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
<p><コメント></p> <p>園の基本理念、基本方針及び保育目標・めざす子ども像等については、経営母体である米子福祉会の経営理念・基本方針に基づきに策定されています。</p> <p>現状の経営状況に連動した地域の潜在的な利用者ニーズ等のデータ分析や経営課題の分析に基づき、組織体制、園設備、人材育成等の具体的な問題解決策を反映させた中・長期的に明確にされた目標が示されています。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<p><コメント></p> <p>中・長期の事業目標（ビジョン）を踏まえ、経営目標数値及び環境整理計画及び前年度の振り返り（事業報告及び自己評価等）を基に、職員会議で意見集約を行い、事業計画は策定されています。</p> <p>具体的な成果についての記載が十分でない面も見られますので、計画の内容について詳細な記載が望まれます。</p>		

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直し が組織的に行われ、職員が理解している。	a
<p><コメント></p> <p>法人全体の経営事業目標及び園運営に関する環境整備計画に基づき、事業計画が策定され、毎月の事業報告等が取りまとめられ、法人グループの園長会議において報告され、成果や課題・対策等の管理が組織的に行われています。</p> <p>園長は、職員会議において、当園の課題の分析・対策等について、具体的な説明を行ない職員の理解が図られています。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解 を促している。	b
<p><コメント></p> <p>事業計画は、保育理念、基本方針の基に、「めざす子ども像」及び年間行事等、入所時や年度始め・保護者会総会で事業計画資料を配布し、概要説明が行われ保護者等の理解を求める取組みが行われています。</p> <p>その他、家庭訪問、保育参加、保護者参観日、給食参観日、個人懇談等の機会を活用して保育方針等を保護者等に周知が行われています。</p> <p>また、ホームページの掲載は、保育内容（具体的な保育内容、年間行事や保育の一日活動等）が明記され、日常の保育運営における「園だより」「クラスだより」等により、保護者等への周知が行われています。</p> <p>収支計画・職員体制及び施設や遊具の見直しや食の計画等に加えて、行事予定の具体的な内容及び目的や考え方等を工夫された説明で保護者等への更なる理解を求めるなどの取組みに期待します。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 保育の質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
<p><コメント></p> <p>保育方針・保育目標を「見える化」した業務実行の評価や改善等を職員会議（定期）で、クラス単位（リーダ等）の保育の質の現状分析等の検討・評価、改善等のPDCAサイクルで取組まれています。</p> <p>日々の保育サービスにおいては、地域や保護者等からの意見・要望（苦情含む）に学ぶ保育運営（組織人としての自覚と専門職としての責任、そして誇りを持つ）を基本とした保育の質の向上への努力が行われています。更なる保育の質を高める取り組みとして、当園を取り巻く、自然豊かな環境や地域からの支えや地域に対する活力を与える取組み等、社会に期待される保育施設成るよう努力されています。</p> <p>第三者評価受審も定期的に取り組まれています。</p>		

9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<p><コメント></p> <p>法人本部で取りまとめられた事業運営状況の実績・分析及び改善対策等が職員会議（毎月）で周知され、クラス単位の自己評価（振り返り）が職員会議等において、検証が行われ状況分析や次への改善対策に向けての取組みが行われています。</p> <p>また、外部・内部の監査等における課題の改善に向けての解決策が作成され、職員会議等で周知が行われています。</p> <p>職員一人ひとりの保育目標や指導計画における役割・機能が明確にされた目標の進捗管理が定期的に行われ、課題の分析や改善対策が組織的に行われることが望まれます。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<p><コメント></p> <p>園における施設運営体制については、業務分掌表・業務分担表に明記し、役割と責務は明確にされています。</p> <p>年度当初に園長は自らの責務と運営方針について、年度初めの全体職員会で明確化に示されています。</p> <p>また、園長より保護者会等の開催時に、保育方針や有事の際の緊急時対応等の説明が行なわれ周知が図られています。</p> <p>施設運営に関する地域への積極的なアプローチによる信頼関係の構築の活動が行なわれています。（八幡地区社会教育振興事業への公参加及び地域の小学校等との校長と園長の会、プール交流、運動会交流及び尚徳中学校区教育推進協議会参加やいきいきフェスタ参加等）</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>園長自らも人権研修、リスクマネジメント研修等、法令遵守に関する研修等に積極的に参加され、その内容については職員へ周知されます。</p> <p>特に職員に対しては保育指針の研修参加を促され、様々な保育の場面において指針の内容について説明・指導が行われています。</p> <p>社会的なマナーとモラルの気づきや意識強く持ち、内部・外部研修等の知識習得と実践に向けて更なる充実を望みます。</p>		

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<p><コメント></p> <p>事業計画における「保育目標」及び重点施策項目を掲げ、保育状況についての定期的にクラス単位の自己評価（振り返りの記録）に対する課題及び改善対策等を職員会議等で保育サービス全体の質の向上に向けて、園長等から助言や指導が行われています。</p> <p>保育運営における現状分析と課題の掘り下げによる対策及び職員の質向上に向けた各種研修参加に加え、日常の地域対応や保育サービスにおいて、気配り、目配り（職場のJ T等）の効いた園長の率先垂範による保育の質向上への取組みが行われています。</p> <p>日常の保育運営に関する報告、連絡、相談等が徹底されていますが、保育サービス品質の定量化が難しいことから職員一人ひとりの目標を設定し、年間を通して進捗の達成度を把握、分析した実行性を高めた業務推進が望まれます。</p>		
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b
<p><コメント></p> <p>経営改善に関する対策は、法人組織（園長会議等）による各種指標が明確に把握・分析され、業務のあり方、人員配置、職員の働きやすい環境整備等の論議を職員会議等で共有化され、あるべき姿への実現に取組みが行われています。</p> <p>施設運営に関する業務改善の効率化策として、全体計画・指導計画（個別含む）及び各種の記録書（連絡ノート含む）の情報化による運営に向けて、組織的に導入の検討が進んでいます。</p> <p>業務の効率化に向けた取組みが望まれます。</p>		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<p><コメント></p> <p>保育士人材確保・定着の課題は、他園と同様の課題に直面されています。</p> <p>中長期計画を基に、今後必要とされる保育士数もとに採用計画も策定等、法人本部で計画的に人材確保の取組みが積極的に行われています。</p> <p>法人は、就職説明会参加、ハローワークでの求人募集やホームページへの掲載等が行なわれています。また、育成校で行われる説明会や実習生への声掛け等、また、現職員による保育士紹介制度も行われています。</p> <p>人材確保の課題解消として、保育士の社会的地位の向上に向けた、地域への積極的な働きかけ、保育の専門的価値の共有等の取組み、職員の自己実現の達成支援及び仕事に対する達成感や働き甲斐を醸成するための取組み等を引き続き行われることを望みます。</p>		

15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>人事基準（規程）や保育理念・基本方針に沿った「期待する職員像」が明確化され、キャリアパス研修及び職員への園長による個別面談による意向調査が定期的に行われ人事管理が行われています。</p> <p>職員への人事基準等の周知については不十分な面も見られますので、工夫されることに期待します。</p>		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>園長による定期的な職員面談による人材育成（OJT含む）及び事業運営における多様な意見・要望の聞き取りなど職員の就業に関する意向等の把握が適切に行われています。</p> <p>また、職員の就業時間（時間外労働含む）の適正な管理や通勤・住居に対する手当や勤労者福祉サービスジョイサポート加入及び職員の健康診断（メンタルヘルス等含む）、予防接種等の実施や時短勤務、育児休職や有給休暇や看護・介護休暇等の整備や各種の親睦会等が行われ、職員の福利厚生に関するワーク・ライフ・バランスに配慮した取組みが進められています。</p> <p>園長による定期的な職員面談による人材育成（OJT含む）及び事業運営における多様な意見・要望の聞き取りなど職員の就業に関する意向等の把握が適切に行われています。</p>		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>保育全体計画に基づき指導計画が作成され、保育園運営の実践を通じた育成（OJT含む）の取組みが計画的に行われています。</p> <p>また、年度当初、職員一人ひとりの「自ら今年のねらい」が設定され、それに向けたキャリアアップ研修等での育成が行われています。</p> <p>職員の研修は、行政及び福祉会等からの研修案内に対する参加及び自己研鑽の取組みが行われ、研修後は職員会議にてフィードバックされる等、研修の共有が図られています。</p> <p>現在の取組みに加えて、全ての職員一人ひとりの年間目標にそった「人材育成計画」と連動した取組みが行われることが望まれます。</p>		

18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
<p><コメント></p> <p>年間の研修計画も策定され、研修は実施されています。</p> <p>職員の保育所運営に関する知識習得及び保育方針に対する論理的な知識習得等職員に期待する姿の目標を明確にした研修が行われています。</p> <p>今後は、職員一人ひとりの保育歴や職員の知識・技能（習得状況記録）や専門資格が管理され、人事考課制度と連動した職員一人ひとりを計画的に成長（キャリアデザイン）させる研修方針に基づいた育成計画（中・長期含む）の面談等を行い、職員に十分理解された育成の取組みを望みます。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
<p><コメント></p> <p>職員一人ひとりに適応した新規採用研修、主任保育士研修、階層別・テーマ別研修及び行政主催の研修等の研修情報は積極的に提供され、職員からの要望の研修等は、本人の保育経験や知識等を勘案した研修が計画的に行なわれています。</p> <p>全員が知識として知り得て欲しい研修案件は、研修参加の職員が、職員会議で研修内容等を他の職員に研修内容等のポイント等が報告され、職場OJT研修としても日常の業務推進の中で指導育成が行われています。</p> <p>職員一人ひとりの研修記録に基づいたテーマを定め（園長等の面談等により、各種の知識・技能の理解度や資格取得状況及び職能資格等の把握による）、必要な研修が計画的に行われること望みます。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
<p><コメント></p> <p>実習生の受入れマニュアルが編成され、事前説明、オリエンテーション等による計画的なプログラムに基づいた実習生の受入れ体制（園長補佐）を整えて積極的に取り組んでいます。</p> <p>実習生等の保育知識の習得・育成は、学校側との連携（希望等の聴取による受入れ等）を図り取組まれています。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>保育理念・保育方針（重要事項説明書）は、施設玄関に掲出され、事業運営に関する施設概要・施設案内・具体的に提供する保育のサービス内容（行事予定含め）等がホームページに掲出され、保育のしおりや園だより、クラスだより等により保護者及び地域へ情報の提供が行われています。</p> <p>また、法人本部がまとめる事業報告、事業計画、予算決算書等は、保護者等へ一定の期間、閲覧できるよう取り組まれています。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>施設経営・運営、財務管理等は、法人本部が総括的に内部統制応（毎月のチェック体制等）による適正な取組みが行われ、外部監査（税理士・公認会計士）及び社内監査の実施等による透明性の高い運営が行われています。</p> <p>公正かつ透明性の高い適正な経営・運営を行なうための、社内規定等も作成され、定期的な内部監査も行われています。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>基本方針である「家庭や地域社会との連携を図り、保護者の協力のもとに養護と教育を一体的に行う」と定めています。</p> <p>地域の公民館、地区会館、尚徳中学校区連絡協議会、五千石小学校等との交流が計画的に行われ、「幼稚園・他保育園交流、敬老会参加、公民館文化祭展示参加、尚徳中学校区いきいきフェスタ参加、小学校プール交流や運動会参加等々」地域の方々との世代間交流等によるふれあいを通じた保育に取り組まれています。</p> <p>また、地域の協力者の方々による「手話歌練習会」、「おやじの会」の活動として2回の「親子ふれあいミニ運動会」「バルーンアートで遊ぼう」等々活発な活動が行われ、更には、保護者会人権推進委員会の「こすもすの会懇談会（茶話会）」などの意見交換や交流を通じて、地域や保護者の方々による保育運営の支援が行われています。</p>		

24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	b
<p><コメント></p> <p>ボランティアの受入れマニュアル、職場体験受入れマニュアルを策定され受入れ体制が確立されています。</p> <p>中学生の職場体験等は、事前の保護者・職員への説明や学校・生徒とのオリエンテーション等による連携を密にした取組みが行われています。</p> <p>地域との交流の輪を拡大するための取組みとして、地域の公民館（地域の老人会への協力、民生児童委員等による朝のあいさつ運動支援、交通安全対策協議会への安全指導等の要請等）及び地域ボランティア組織等への協力を求める取組みが望まれます。</p>		
<p><Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。></p>		
25	Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関との連携が適切に行われている。	b
<p><コメント></p> <p>保育運営における緊急性及び保育サービスに関する関係機関として、病院（救急医療施設等）、保健所、警察、消防署、福祉事務所、児童相談所、（小中学校・福祉専門学校等行政（米子市子育て支援課・健康対策課等）、要保護児童対策地域協議会等との連携やネットワークが構築された社会資源リスト（関係機関連絡一覧）を職員室に掲示し、職員へ連携目的等の周知が行われ、緊急時の対応としても整備されています。</p> <p>定期的な関係機関との情報交換（対応内容記録等）を設定し、連携窓口のメンテナンス（維持・管理）や連携強化（子どもの安全・安心を最優先）の取組み及び関係機関との対応方法等について、職員全員が十分理解した上での適切な連携が継続に行われる取組が望まれます。</p>		
<p>Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p>		
26	Ⅱ-4-(3)-① 保育所が有する機能を地域に還元している。	b
<p><コメント></p> <p>地域の子育て支援サークル（五千石ポッポ）において、家庭支援推進保育士が、「絵本の読み聞かせ・制作活動・親子のふれあい遊び」並びに子育て相談等にもものるなどの取組みが行われています。</p> <p>また、当園が開催する「夕涼み会、運動会、コンサート等」地域の方々への参加・見学のご案内が行われ、公民館祭り時は、園庭の開放等保育施設としての地域コミュニティー活性化の取組みが行われています。</p> <p>地域の子育て支援サークルへの保育アドバイス等は、非常に有効な取組みです。当園入所以外の子育てで悩む方々へもどんな小さな相談でも拾い上げる相談窓口的な仕組みの構築に期待致します。</p>		

27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>八幡地区社会教育振興事業、尚徳校区教育推進協議会、五千石・永江地区交流会行事参加及び小・中学校（地域の幼稚園や保育園含む）との情報交換等による地域の具体的な保育ニーズの掘り起しの取組みが行われています。</p> <p>今後におかれましても当園の参加できる地域のイベント等への積極的な参加の中から子育て相談以外の福祉ニーズについても把握・収集され、保育施設が地域の活性化や社会貢献つなげる取組みに期待します。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ-1 利用者本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>職務規定や行動規範等（倫理要領含む）及び人権同和全体計画に基づき、人権同和保育の姿勢・計画及び保護者が思う子どもの姿や実際の子どもを踏まえ、子どもに対する思いやりの精神を共通理解した保育が行われています。</p> <p>特に 新規採用職員は、採用研修による人権擁護の理解を深める研修が行われ、人権尊重に関する倫理要領に沿った取組みが行われています。</p> <p>園内での人権保育研修や人権擁護チェックリストで自己評価を実施し、職員の人権に対する感覚磨きが行われています。</p> <p>保護者への理解を促す取組みとして、園だより、人権啓発紙「こすもす」（人権尊重等）を発行し、保護者との共通理解を高める取組みが行われています。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した養育・支援提供が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>プライバシー保護等のマニュアル（手順書）の編成に基づき、トイレの仕切りや夏の水泳着替え時の配慮（子どものプライバシー権利を守る）及び保護者等からの同意書に基づき、子どもの写真の映像掲示等が行われるなどのプライバシー保護に配慮された養育・援助の取組みが行われています。</p> <p>子どものプライバシー保護に加え、子どもに対する虐待防止の権利擁護にも十分配慮された取組みが行われていますが、子ども、保護者に関する外延情報等についても知り得た情報保護について、定期的に職員への周知徹底を望みます。</p> <p>また、保護者等に対するプライバシー保護と権利擁護に関する取組みについての理解を周知されることが望まれます。</p>		

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
<p><コメント></p> <p>入園のしおり、パンフレット等へ絵画や写真等を用いた分かりやすい資料の作成に加え、ホームページで施設の概要や保育方針及び保育目標・保育内容等地域の多くの方々が理解しやすく工夫された情報が提供されています。</p> <p>希望者は見学の希望を受入れ、個別に施設案内や当園の取組みや特徴を重要事項説明書及び入園のしおり等により、利用の選択に必要な情報が親切丁寧に適切な説明が行われています。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更において利用者等にわかりやすく説明している。	a
<p><コメント></p> <p>ホームページ作成・掲載等による地域へ広く周知され、入所希望者へは、重要事項説明書及び入園のしおり等により、保育の開始時の留意事項、一日の園生活や行事等を紹介しながらの説明による保育サービス内容の情報等を保護者等に対して積極的に提供されています。また、クラス進級時にも、保育施設の整備や業務改善・見直し施策等についても保護者会総会等での周知及び園だより、クラスだより等により、保護者へご案内するとともに、朝夕の送迎時での対応等による問合せ等に対する対応が行われ、理解を得る取組みが行われています。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>保育所の転園（退園含む）にあたり、保育の継続性に配慮の手順として、引継ぎ文書（保育引き継票）により、保育の継続性を確保するため保護者の了解（同意）を得た上で、転移先保育園等への引継ぎ資料の提供等の対応が行われています。</p> <p>退園や他保育所への変更後も何かの相談事についての明文化された文章などは、作成されていませんが、快く対応する旨等を移行される保護者へ対応窓口連絡先等をお知らせするなどの配慮がとられています。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>保育理念である「笑顔に出会える保育園、保護者と地域とともに」に基づき、職員は日常的に子どもに寄り添い、子どもの様子から汲み取るように努められています。</p> <p>登園降園時の会話や連絡ノートによる情報交換で意見・要望（食事内容等含む）等を受入れ、取組みが行われています。</p> <p>保育サービスに関する保護者へのアンケート調査（年度末）及び行事開催後のアンケート等が実施され、多くの意見や要望を受止め、分析・検討が行われていますが、今後においても利用者の満足度を維持向上させるために継続的な取組みが望まれます。</p>		

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
<p><コメント></p> <p>苦情解決マニュアルが整備され、苦情解決の仕組みが確立されています。</p> <p>苦情解決体制（相談窓口・苦情解決責任者及び苦情受付担当）や第三者委員について、重要事項説明書及び入園のしおり等にも記載され保護者等にも周知されています。</p> <p>意見箱の設置（玄関）による保護者等からの要望・意見が出やすい環境づくりに加え、苦情解決の記録・管理が適正（保護者へのフィードバックや公表の有無の確認等）に行われ、苦情対応状況の記録が法人本部へ報告され、苦情に学ぶ施設運営が行われています。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
<p><コメント></p> <p>入園のしおり等の資料や保護者会総会等により、保護者からの相談窓口として、施設長、園長補佐、家庭支援推進保育士、苦情解決第三者委員の設置等による保護者等が気軽に相談できる体制を整備している旨の案内が行われています。</p> <p>また、意見箱の設置（玄関）による保護者等からの要望・意見が出やすい環境づくりに加え、何よりも大切な朝夕の送迎時の対面による相談対応や連絡ノート等での保護者の悩みや相談等の内容を勘案しながら、職員室等で職員へ相談できる場の提供が行われています。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<p><コメント></p> <p>保護者からの意見や相談を受け入れる体制が取られ、相談内容や保護者への配慮等が必要な場合は個室による対応が行われ、ささいな事でも園長・園長補佐に報告する対応が心がけられています。</p> <p>また、即決が難しい対応内容及び改善・解決策等については、園長・園長補佐へ迅速に報告が行われ、指示やアドバイスを受けて適切に対応することとなっています。</p> <p>保護者からの育児不安や悩み等の相談に加え、保育運営に関わる全ての意見・相談等の記録されたもので、適切（即刻、業務終了後、後日等の手順等）に園長へ報告（報告・連絡・相談）され、対応内容（回答含む）の確認等を踏まえ、相談者等へフィードバック（記録）が的確に行われる仕組みのマニュアル編成や改善・見直し等が定期的に行われ、職員への周知徹底が望まれます。</p> <p>更に、フィードバック等の内容等オープンにする必要がある場合は、相談や意見を受けた保護者の同意が必要であるなど組織的に適切な措置が行われることが必要となります。</p>		

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
<p><コメント></p> <p>事故防止マニュアル及び怪我・事故緊急時対応マニュアルの編成が行われ、その手順書に沿ったリスクマネジメント（リスクマネジャー；園長）体制が構築され、毎朝の施設、園庭、遊具等の安全点検（施設安全点検簿）及び各クラス単位に事故防止チェックリストによる点検等が実施されるなど、安全な保育施設運営を目指した事故防止対策の取組が行われています。</p> <p>また、日常のヒヤリハットの報告の徹底や事例等を職員会議等で、全職員に周知され、その改善策や再発防止の検討が行われています。</p> <p>危機管理体制が構築され、緊急時における対応方法等を保護者と共有（①保育中のケガ及び容体の変化等の対応②保護者と連絡が取れない場合の対応等）が図られ、非常災害訓練等（消防計画含む）、防災訓練等が行われ、防災・防犯設備等（消火器、誘導灯、自動火災報知機、非常警報器具防犯カメラ・防犯スプレー等）の配備等が行われ、緊急時連携機関の連絡先一覧表の掲示等、緊急時の対応（訓練含む）の取組が行われています。</p> <p>また、日常の安全対策として交通安全指導（毎月）等に加え、交通ルールを守る教育及び非常災害対策としての火災の予防管理・対策、震災対策、防災教育・訓練計画等に連動した火災・地震・風水害等を想定した避難訓練（毎月）の実施が行われています。</p> <p>消防署における救急救命講習の受講等や職員の誰もが、AED（自動体外式除細機器）を使用できる訓練の実施等が行われ、子どもの安心・安全を守る取組が行われています。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>感染症対応マニュアルが策定され、嘔吐処理の実技研修（各クラスには嘔吐処理セットを配置し、発生時の迅速な対応や連絡体制を整えています）及び感染拡大予防のための園内でも嘱託医と連携した保健衛生リーダーを中心に職員会議等で感染症予防・発生対策（レベル表に沿った消毒等含む）に向けた職員の危機管理意識の研修が行われ、予防対策及び発生時の救急救命及び嘔吐処理・快復後の登園基準（保護者へのお願い）等を示し、体制整備や対応の取組が行われています。</p> <p>発生時や流行時には、玄関・テラスのボード版へ感染状況等のお知らせ（朝夕の送迎時で、保護者確認等）及び園だより、クラスだより等で予防対策や発生状況等の情報提供が保護者に行われています。</p>		

39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
<p><コメント></p> <p>災害マニュアルの編成が行われ、非常災害訓練（毎月）が行われ、消防署及び小学校（避難場所等）と連携した災害時を想定した避難訓練（地震・台風・水害・大雪等）の成果と反省等が行われ、防災設備（消火器、誘導灯、自動火災報知機、非常警報器具、防災カーテン等）配備や防災計画による防災対策が実施されています。</p> <p>また、災害発生時の安否確認及び避難計画（避難指定場所、避難経路、避難体制図等）が策定され、職員への周知による緊急時の安全確保の体制の取組みが行われています。</p> <p>災害に備えた、関係機関等の連絡先一覧表の職員室への掲示及び施設設備の落下防止対策（安全点検）が行われています。</p> <p>保育所は、災害時においても「事業（保育）の継続性」が求められることから事前の準備・事前・事後の対策等（防災・BCP）の手順書及び体制の整備及び安全確保の取組みを継続されること望みます。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	a
<p><コメント></p> <p>業務マニュアル（保育業務手順書・乳児保育業務手順書等）による標準的（文書化）な保育手順により、子どもの一人ひとりの発達状況に応じた標準化された年間方針が策定されています。その方針に沿った全体計画及び指導計画に基づき保育サービスが行われています。</p> <p>保育サービス実施後のクラス単位に振り返り等が行われ、全体計画及び指導計画の見直し・改善が定期的に行われ、整合性のとれた保育サービスが実施されています。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
<p><コメント></p> <p>業務手順書・乳児保育業務手順書については、年間の標準的な全体計画に基づいた指導計画の実施、毎月の現状検証が行われ、年度末に年間の総括として、クラス単位の自己評価（振り返り）の取組みを行なう際に、手順書も見直しする仕組みとなっています。</p>		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a
<p><コメント></p> <p>保護者との面談（アセスメント時）における子どもの心身状況（身体・生活状況等）や予防接種状況の把握や保護者等の要望・意見を適切に記録した児童調査票に基づき、園長、保育士、調理員等で課題について話し合われ指導計画を作成されています。発達過程に応じた全体計画と指導計画作成に反映されています。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a
<p><コメント></p> <p>各クラス単位に毎月の保育状況について、書面化されたもので全体計画及び指導計画の実行評価（クラス単位の振り返り）が職員会議等で報告され、園長・園長補佐からの指導・アドバイスや保育状況の共有等が行われ、日案、週案、月案、3ヶ月単位の子どもの発達状況（様子）等の観察による指導計画の評価・見直しが行われています。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	b
<p><コメント></p> <p>子ども一人ひとりの指導計画書による保育実施記録が適切に行われ、園長・園長補佐が保育実践を把握し、職員会議等による保育内容等の指導・アドバイスや職員間での共有が図られています。</p> <p>日常業務の中で、保護者との連絡ノートへの記録作業及び日案、週案、月案の保育実施等や各種の計画書種類等の記録の煩雑さ解消による職員の働き方の変化や子どもと保護者等及び地域への人的対応が益々増大する養護と教育の一体保育が求められる時代となりました。今後におけるICT情報化による業務の改善・見直し等全ての分野における効率化の推進が望まれます。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
<p><コメント></p> <p>個人情報保護規程に沿って、個人情報の漏えい等、職員は情報保護の重要性を十分認識された運営（情報保護、守秘義務の誓約書・同意書）が行われ、業務終了後の各種の情報資料は、施錠のかかる書庫へ保管管理（園長管理）等が行われています。</p> <p>各種の情報資料は、業務終了後、施錠のかかる書庫への保管や書類の処分等、細かく定められています。</p> <p>保護者に対しては、入園時に個人情報の取扱いについて説明を行い、同意を得られています。また、年1回細かく説明が行われ、書面に残しておられます。</p>		

内容評価基準（20項目）

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育課程（全体計画）の編成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	a
<p><コメント></p> <p>法人の企業理念・保育理念、基本方針（保育目標・めざす子ども像）に基づき、年間事業計画及び全体計画の編成が行われ、全体計画を基本に、子どもの心身の発達状況の連続性に合わせた指導計画（個別含む）の策定等による保育サービスが行われています。</p> <p>指導計画の実績（毎日、毎月、四半期・半期）等を職員が作成する活動記録（クラス単位の振り返り）に対し、園長・職員が参加する定期の職員会議で意見交換を通じ、子どもの家庭状況、背景、地域の実態等を考慮しながら評価・改善・対策等が組織的に取り組まれています。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような環境を整備している。	a
<p><コメント></p> <p>歴史のある保育園であることから現代の建設環境ではないですが、清掃された保育室やトイレ等、また、感染症やインフルエンザ（感冒含む）対策等として取組み（換気、保湿、消毒、手洗い・うがい、手すり等の水拭き等）が行われ、掃除の行き届いた清潔感を感じる保育サービスが運営されています。</p> <p>毎日の保育施設、園庭、遊具の安全点検に加えて、事故防止マニュアル記録簿による月1回の安全点検も行われるなど安全性と清潔な施設運営に配慮が行われています。</p> <p>また、各保育室（クラス単位）に安全点検簿が設置されるなど危険防止対策に取組み、保育施設全ての場が、子どもが心地よく安心して、体いっぱい、飛び跳ね、走り廻り、楽しく遊ぶ等の体幹を強くする活動及び身体的・感覚的・知的等の五感の発達を目指したりトミックの取組みが行われています。</p> <p>また、室内でゆったりした時間を持てる絵本コーナーや廃材や段ボール箱を利用した工作及び絵画による思考の連想が広がる静と動のバランス等を考慮した一人ひとりの多様性を引き出す養護と教育の一体保育の取組みが行われています。</p>		

③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>指導計画に基づき、一人ひとりの子どもの発達状況、家庭状況、生活リズムなど個人差を十分把握し、子どもの最善の利益を保証することを最も大切にした「子どもが健康で安全な生活ができる環境をつくり、自己を十分に発揮し、健全な心身の発達を図る」(保育方針)に向け、一人ひとりの子どもの心身状況の発達状況を職員会議等で他の職員と情報を共有するなど、子どもの気持ちに寄り添い、ゆったりと穏やかに遊びや生活援助及び見守りの保育が行われています。</p>		
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>保育目標（豊かな心としなやかなからだの育成をし、友だちとのつながりを喜び合う仲間づくり）に加え、めざす子ども像「命の尊さに気づき、命を大切にできる子ども」「自分の思いを伝え、相手の思いやりを知り、お互いを認め合い、協力し合う子ども」「基本的な生活習慣や態度を身につけ、健康的でしなやかな体を持ち、元気に遊ぶ子ども」「いろいろなことに関心を持ち、意欲的に最後まで取り組もうとする子ども」を掲げ、その目標に向かって、子どもの発達過程に応じた指導計画が作成され、一人ひとりの子どもそれぞれに適した生活習慣（食育：食事前後のあいさつや食べる時の習慣援助等含む）、安全・安心に生活するための交通ルールの学び、洋服の着替え、手洗い、歯磨き、おかたづけ、トイレ後の戸締り、脱いだスリッパを揃える等）を身に付けるための一日の生活プログラムや養護・教育等の援助が計画に行われています。</p>		
A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
<p><コメント></p> <p>園外・園庭活動（散歩・遊具での外遊び・マラソン等）や園内活動（絵本の読みきかせ・玩具遊びやリトミック等）での新たな発見や気づきを大切に主体的な遊びの援助が行われています。</p> <p>園外での散歩等では、社会的なルール（交通ルール等含む）の学びや小学校運動会に参加する為の「カッパの衣装づくり」や作品展参加では、個性的で豊かな表現力の作品づくり、友達と協力した活動（運動会・発表会等）による自発性・協調性を学び及び園庭での運動（マラソン含む）や室内でのリトミックや臨床美術による五感の発達や、仲間と共に楽しく主体的に過ごしています。</p> <p>子どもがゆったりと、絵本読みやお絵かき、段ボール等での工作等を行う場が保育室や遊戯室での活動であることから今後の施設改装での工夫が望まれます。</p> <p>各種の活動援助は、子どもの主体性を尊重し、「自分で考え、行動できる」子どもを育むために、職員は優しく見守りを基本とされています。</p>		

A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>乳児保育（0歳児）では、個人差が大きい時期であり、発達過程に応じた年間計画（定期のクラス会での振り返り）が策定され、おむつ交換や視診（触診）検温から始まる一日、一人ひとりの体調変化に配慮した保育が行われ、職員とのふれあいの中から信頼感、安心感をつくるための笑顔や喃語等に対する微笑みなど愛着関係を大切に情緒の安定を図りながら安心して過ごせるように援助に取り組まれています。</p> <p>SIDSチェック含む安心・安全の取組みに加え、乳児の生活の連続性を重視し、連絡ノートや送迎時の育児援助の情報交換など保護者支援（生活の様子を報告・保護からの相談等）を強く意識した家庭との連携を密に信頼関係をつくる取組みが行われています。</p>		
A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳児未満（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>年間方針である全体計画に沿った1歳～2歳児の発達過程に応じた個別指導計画が策定され、自我の芽生えや自発的にやろうとする興味の気持ちや意欲が出てくる時期、生活習慣が身に付くための支援・援助が行われています。</p> <p>安心・安全と危険の隣り合わせの時期、ヒヤリハットなどの注意から危険個所を再点検（職員室等へ掲示）や安全に配慮した環境を整え、見守りを基本に身体を十分使い飛んだり跳ねたり遊びの活動を広げる取組みが行われています。</p> <p>更には異年齢との交流など、年長さんへの憧れや他者との関係が理解でき、衣類の着脱や手洗いを自分でやりたい自立心の芽生えなど、養護・教育の一体的な保育目標を家庭（保護者等）と連携（連絡ノートや送迎時等）しながら、取組みが行われています。</p>		
A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳児以上の保育において、養護と教育が一体的に展開されるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a
<p><コメント></p> <p>年間方針である全体計画に沿った3歳児～5歳児の発達過程に応じた指導計画が策定され、自分で考え、自分で決めて、自分で行動し、自己主張が出来るようになる。社会生活における各種のルールを理解や仲間との協働生活の中で、助け合い、思いやりのある子どもへの気持ちを引き出す取組みが行われています。</p> <p>更に、生活習慣が定着する時期、集団の中で仲間との学びや相手へ問いかける言葉や態度が大切になる時期となり、自分の思いを仲間に伝える力が備わり、仲間と共に力を合わせた「運動会、生活発表会、公民館文化祭展示、公民館祭への参加等」を通じた感動を共有し、リトミック、遠足、ちまき作り、小学校プール体験、夕涼み会、クリスマス会、もちつき、異年齢交流、ひな祭りお茶会、お別れ会、卒園式等へ積極的に参加するなど、子どもたちが主体的な成長・生活が出来るための取組みが計画的に行われています。</p>		

A⑨	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p><コメント></p> <p>保護者との情報を共有した障がい児に対する個別指導計画に基づき、個別の配慮が必要な子どもについては、ケース会議でその対応や人的・物的環境の整備や配慮すべき事柄や改善点を職員間で共有した保育援助の取組みが行われています。</p> <p>療育センターや子育て支援課（米子市）等との相談及び嘱託医との連携等が行われた援助・養育に加えて、特性を踏まえた小学校及び特別支援学級（養護学校）へ保護者の見学等の支援等が行われています。</p> <p>職員の障がい児保育等の必要な知識・情報を得るための計画的な障がい児研修が行われ、研修後は、職員会議等で他の職員へ研修内容等の共有を図るなど、組織な取組みが行われています。</p> <p>今後においても安心して生活するための保護者・医療・専門機関等との連携強化及び他の保護者への障がい児保育への理解を深める取組が望まれます。</p>		
A⑩	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p><コメント></p> <p>早朝・夕方等の延長保育が行われ、保育士間の引継ぎ（伝達記録簿等により、ケガや体調に配慮し、その他必要事項等）の実施が行われ、更には、遅番職員が保護者への伝達事項等は、適切に伝える体制となっています。</p> <p>延長保育は、絵本の読み聞かせ、わらべ歌遊び、玩具遊び、外遊び、異年年齢保育等、長時間保育の子どもがゆったりと余裕を持ち過ごせるための努力が行われています。</p> <p>保護者に納得いただいた長時間保育が行われるために、延長保育における保護者の意向・要望等を定期的に把握した保育や新たに子どもたちの笑顔や楽しみがもっと増える工夫の取組みを望みます。</p>		
A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>就学を見定めた「幼児期の終わりまでに育てほしい10の姿」を意識したねらいを持って就学前の保育が行われています。</p> <p>就学前の児童の一人ひとりの発達状況（子どもの特徴、体力強化や意欲、落ち着き等の指導状況等）の現状が把握され、保育所児童保育要録及び支援シートが作成される。引継ぎの会等で保護者の要望や同意を踏まえた記録を小学校へ適切に送付されることとなっています。</p> <p>小学校の夏のプール体験や運動会、給食参観などの小学校との交流事業が行われ、小学校での生活イメージの期待が持てるための取組みの実施や就学に向けての準備として各小学校との引継ぎの場（口頭）を設けるなどの取組みが行われています。</p> <p>就学前の懇談会等を開催して、子ども（保護者等）の不安や心配ごとの解消の図る取組みが行われています。</p>		

A-1-(3) 健康管理		
A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
<p><コメント></p> <p>健康管理マニュアル、感染症マニュアル、SIDSマニュアル等の策定が行われ、事業計画及び入園のしおり等へ保健衛生及び給食計画・保健計画が掲載され、保護者会等での説明による周知が行われています。</p> <p>熱性けいれんの既往の場合は、検温の実施、乳幼児突発死症候群（SIDS）対策（0歳児5分、1歳児10分おきのチェックの実施）、職員への嘔吐時の実施訓練など健康管理の取組みが行われています。</p> <p>また、厚生省感染対策ガイドライン、病歴予防接種歴表、視診のポイント、症状別リストの作成等適切な健康管理が行われ、保護者への園だよりを定期的に発行して保健衛生や子どもの健康管理に対する情報提供が行われています。</p> <p>外出後の足、手洗いやうがいの励行及び食事の前の手洗い、食事の後の歯磨き指導も行われています。</p>		
A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	a
<p><コメント></p> <p>小児科、歯科、耳鼻咽喉科の嘱託医を配置し、毎月の身体測定に加え、内科診断（年2回・新入園児3回）、歯科検診（年1回）、耳鼻科検診（年1回）、尿検査（年1回）等による病気の早期発見に努められています。</p> <p>結果については、職員間で共有するようにされ、気を付ける必要のある子どもについても確認されます。保護者に対しても、結果を報告し、受診勧奨等が行なわれます。</p>		
A⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>食物アレルギー児童対応マニュアルが策定され、配食チェック表、除去食一覧表・代替等による毎日の除去食対応の職員会等で職員の知識や対応等の研修が行われています。</p> <p>アレルギー疾患（慢性疾患等）のある子どもに対する取組みは、保護者との十分な意識合わせが必要であることから医師からの指示書「食物アレルギー対応食申請書」等の内容等について、保護者、園長・調理員・担当保育士による確認による意識の統一化や責任を明確にした上で適切（除去食&代替食）な対応が行われています。</p> <p>現状でのアレルギー児対応除去食への対応は、誤食対策として、配膳時の注意として、食器の種類変更（専用トレイ）による保育士の意識強化及び給食室担当間での声掛けチェックによる適正な食材の対応（肉除去、魚除去、卵除去、等）取組みが行われています。</p>		

A-1-(4) 食事		
A⑮	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<p><コメント></p> <p>「食べることは生きる事」をテーマとした食育計画が作成され、月1回の「ほっかほかご飯の日」を設け、食への関心、意欲を育てる食育指導・活動が行われています。</p> <p>離乳食に関しては、食育計画及び保育実施記録により、発達過程に合った、必要な栄養素を考慮した安全な食材や食材を活かした味付けとなっています。</p> <p>伝統的な食文化や季節を感じる「菜園活動で収穫した野菜・果実の調理やちまき作り、もちつき、おせち料理、春の七草」等による児童がみんなで楽しく食べる食事の提供が行われています。</p> <p>食事指導年間計画に基づき、食育指導の日（毎月）を設けて、子どもたちへ食事（健康な心身をつくる）の大切さや食事の楽しさを学ぶ取組みが行われています。</p> <p>子どもと食事を共にしながら、発達過程における子どもたちの食事内容の確認（残食含む）による食育の改善等の取組みが行われています。</p> <p>また、保護者の給食参観日等（年1回）の機会を捉えて、子どもが毎日食べている地産地消の食材を使った給食の様子やレシピなどの提供が行われています。</p>		
A⑯	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<p><コメント></p> <p>衛生管理マニュアル・食中毒予防マニュアルが編成され、衛生管理研修への参加や給食会議（職員会議等）により、衛生管理・食中毒マニュアル基準等の意識を職員が共有し、その日の子どもの体調などが給食室に掲示（伝達）され、食事内容等を柔軟に対応するなど、安心・安全（食材の大きさ・硬さ等喉に詰まらせないための調理前後の確認「検食」等含む）な食事提供が行われています。</p> <p>感染症の流行期を除いて、調理員（食育指導の日等）が子どもと給食を共にして、食事の様子（残食の検食記録）や子どもや担任職員からの意見を聴きながら子どもたちが美味しいと感じてもらえる食材や献立の工夫や調理が行われています。</p>		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A⑰	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>年間の保育目標及び行事予定（年間・毎月）及び保護者が参加する行事計画等の周知・説明が保護者会総会や保護者参観日等で行われ、朝夕の登降園時の挨拶から始まる保護者と職員相互間での何でも気軽に話し掛け、相談できる場としての意識した取組みが行われています。また、連絡ノートによる保護者との情報共有に加え、延長保育等への伝達記録等（職員相互の引継ぎ等）での保育内容の情報交換等による家庭へお知らせすべき事項等の取組みが行われています。</p> <p>当園の重要施策である「保育の見える化と保育の質の向上」の取組みとして、日中の保育のドキュメンテーション等の掲示による保育の可視化やクラスだより、個別の連絡ノートを通じて、子どもの成長の喜びを保護者と共有する取組みも行われています。</p>		
A-2-(2) 保護者等の支援		
A⑱	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>日々の連絡ノート、朝夕の送迎時の職員と保護者の対応（意見・要望等の確認）に加え、入園のしおり及び園だよりによる保育内容や給食や保健情報等及びクラスだより等では、クラス内の問題や子ども成長・気づきなどの記録が提供され、保護者が安心できる子育て支援の情報等が届けられています。</p> <p>家庭支援推進保育士が中心的な架け橋となり、保護者とのつながりを強くするための「おやじの会」や人権擁護の会「こすもすの会」の保育運営における協力的な活動が展開されています。また、ホームページ等へ保育運営等を掲載し、保護者への情報提供を多方面から届ける取組みが行われています。</p>		
A⑲	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
<p><コメント></p> <p>虐待対応マニュアルが策定され、朝の集いなどでの子どもの雰囲気（様子の変化）やアザなどの虐待の兆候を見逃さないよう日々の視診が行われ、身体の変化等早期発見に努め、兆候を職員が感じた場合は園長等へ報告・相談する体制となっています。</p> <p>園長は、現状の確認（虐待予防の為にチェックシートを活用した虐待を疑った事実と経過の記録）を行い、関係機関（行政及び児童相談所）等へ連絡する対応となっています。</p> <p>また、日常のどんな小さな事柄も「個別ノート（全職員が子どもの気になる小さな様子・変化や伝達事項等）」に記入し、職員間で共通の認識として必ず確認する取組みが行われています。</p> <p>虐待が想定される場合は、行政及び児童相談所等との連携を取りながらの家庭支援を行う仕組みになっています。</p>		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 職員の資質向上		
A⑳	A-3-(1)-①保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
<p><コメント></p> <p>日々の保育については、担任同士で話し合いを行い振り返り（自己評価）が行われています。</p> <p>また、月1回の職員会議で保育実践の振り返りを行われ専門性の向上に努めています。自己評価、クラス会議、ケース検討会を行ない子どもの活動や心の育ちを見つめなおし保育実践の改善や専門性の向上に努めておられます。</p> <p>また、保育サービスにおける多くの記録業務及び効果的・効率的な業務運営に向け、今後におけるICT情報化の推進に期待します。</p>		